受託中小企業振興法の
振興基準
とは？



価格転嫁・取引適正化に向けた取組

価格交渉促進月間

価格交渉・価格転嫁を促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」とし、各月間終了後には中小企業へのフォローアップ調査を実施しています。調査結果を踏まえ、状況が芳しくない発注者には事業所管大臣名で指導・助言・勧奨を行っています。

パートナーシップ構築宣言

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

取引Gメン

中小企業庁では、取引Gメンが中小受託事業者を訪問し、価格交渉・価格転嫁、支払条件、金型保管、知財保護などの取引実態のヒアリングを実施しています。

取引かけこみ寺

中小企業が抱える取引上の様々な悩み・相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を実施することを目的として、本部及び全国47都道府県に「取引かけこみ寺」を設置しています。

通話料無料　相談用フリーダイヤル　**0120-418-618**

平日 9:00～12:00／13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
携帯電話からもご利用になれます。

価格転嫁サポート窓口

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得を支援するため、全国47都道府県に設置している「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を設置しています。

取適法の概要や法改正のポイントを知りたい！
➡ **中小受託取引適正化法ガイドブック**

各業界団体の取引適正化に向けた取り組みは？
➡ **自主行動計画**

業種ごとの望ましい取引を知りたい！
➡ **取引適正化ガイドライン**

価格交渉をするには何を準備すればいいの？
➡ **価格交渉ハンドブック**

労務費も含めて価格転嫁がしたい！
➡ **労務費転嫁指針**

価格交渉の基礎知識や交渉のポイントを習得したい！
➡ **価格交渉講習会**

要チェックポイント



「振興法」では、経済産業大臣が委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準として「振興基準」を定めています。**振興法は取適法よりも適用対象が広く、製造委託等を行う幅広い取引が対象**となります。

主務大臣は「振興基準」に定める事項について、**指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨**することができます。

中小企業庁

お問合せ先 | 中小企業庁 事業環境部 取引課 03-3501-1511（代表） 5291～5292（内線）

振興基準のポイント

1 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指しましょう!



委託事業者と中小受託事業者の双方が適正な利益を得て、
サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、
共存共栄の関係を目指すことが求められます。

2 発注の改善に努めましょう!



- 委託事業者は、契約条件の明確化を徹底する。
- 中小受託事業者に対する発注分野の明確化、
  発注の安定化に努める。
- 中小受託事業者にとって無理のない納期にならないよう努める。
- 適正な知的財産取引を行う。

3 情報化に向けて積極的に対応しましょう!



- 中小受託事業者は、業務の情報化に積極的に取り組む。
- 委託事業者は、中小受託事業者の情報化に向けた
  取組を支援する。

4 取引条件を改善しましょう!

- 委託事業者は、中小受託事業者に対し、威圧的な交渉をしない。
- 取引対価は十分に協議の上決定し、合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない。
- 中小受託事業者からの協議の申出には応じる。
- 労務費転嫁指針を遵守する。
- 買いたたきや、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請を行わない。
- 代金支払は、できる限り現金で、受領日から60日以内に行う。
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める。
- 納品の検査、支給材の支給、設備等貸与の方法を予め協議して定める。
- 型取引の適正化に努め、型・治具の無償保管要請を行わない。
- 働き方改革を阻害する取引を行わない。



5 中小受託事業者の連携を進めましょう!



以下の計画制度を活用する。

振興事業計画

委託事業者と中小受託事業者が協力し、設備の導入や事業の共同化などの事業計画を策定して、
大臣の承認・金融支援を受けることができる制度。

特定連携事業計画

2以上の中小受託事業者が協力して新製品開発などを行う事業計画を策定し、大臣の認定・金融支援を受けることができる制度。特定の委託事業者への依存の状態の改善を目的とする。

6 自然災害等に備え、災害時には協力して行動しましょう!



- 自然災害など緊急事態の発生により、サプライチェーンが 寸断されないよう、
  連携して事業継続計画(BCP)の策定や 事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。
- 自然災害等の影響を受けた中小受託事業者との取引に配慮する。
- 中小受託事業者の計画的な事業承継に向けて取り組む。

7 取引における紛争の解決に努めましょう!



- 取引に係る紛争の未然防止体制を整備する。
- 委託事業者は、紛争に関する協議に応じるものとし、
  解決に向けたあっせん等を活用するよう努める。

8 価格交渉・価格転嫁のツールを活用しましょう!



- 中小受託取引適正化法ガイドブック
- 自主行動計画
- 取引適正化ガイドライン
- 価格交渉ハンドブック
- 労務費転嫁指針
- 価格交渉講習会